

藤原齊信の人間像：『小右記』を中心に

福井， 迪子
筑紫女学園大学教授

<https://doi.org/10.15017/11929>

出版情報：語文研究. 66/67, pp.19-32, 1989-06-10. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

藤原齊信の人間像

——『小右記』を中心に——

福井迪子

かつて拙稿「藤原齊信考—文芸面から—」⁽¹⁾において、その公卿詩人としての、また詠歌の実態等について現存資料から見、その生涯における政治生活に密着した文芸的活動についてのあらましを述べた。しかし興味を感じながらもその人となりについては敢えて触れることはせず『小右記』などにみえる実資の目からは「奇」ともうつる彼への批判のうち二、三を年表に記すにとどめた。

小稿では齊信の性格を反映する資料を主として『小右記』に求め、道長に対する追従、名譽欲、それに無縁でない娘の結婚、また同僚間の確執、しばしば笑いものになっている中年以後に目立つ非礼や実資の批判等について、断片的ながら垣間見ることが目的とするが、はじめに若き日の貴公子としての一般的評価と成長過程を兄誠信との比較に於てふれたい。

藤原齊信—太政大臣為光(恒徳公)—二男。母左少将敦敏女—の、当代貴公子として世評高く、魅力的存在であったことは、清少納言

が『枕草子』のいくつかの章段にいかにも楽しげに書きとどめている通りであるが、そのうち二、三拾ってみれば、「頭の中將のすずろなるそら言を」の段、主殿司の持つて来た頭中將齊信からの文は「青き薄様に、いときよげ」に書いた「蘭省花時錦帳」⁽²⁾。末はいかにいかに」との文面であった。返事に窮した清少納言が、例の『公任集』の「草の庵を誰かたづねむ」⁽³⁾を借用して応え、「いみじき盗人」⁽⁴⁾たらしめた話で、如何にも文芸的素養のにじむ遊びの一こまである。また続く「かへる年の二月廿余日」の段には齊信の優美な姿を記す。桜がさねの「いみじうはなばなとした」直衣に身をつつんだ齊信が、狭き縁に片脚掛けて坐したその姿は「まことに絵に描き、物語のめでたきことにいひたる、これにこそはとぞ見えたる」⁽⁵⁾様であったし、さらに朗詠のすばらしさは「故殿の御ために」の段、九月十日職の御曹司にて供養果てて、いみじうめでたく打出した「月秋と期して身いづくにか去る」⁽⁶⁾の感動。「故殿の御服のころ」の一節、七月七日に参上した齊信に対する下心あつての、清女のだしぬけの「明日はいかなることをか」の質問に、去る三月つごもりのことを物忘れすることなく、何のためらいもなく『人間の四月』⁽⁷⁾をこ

そは」と答の返ったことへの興味深さ等々。また清女のみならず『紫式部日記』寛弘六年九月十一日の条に、御堂での佛事の後、舟遊びの若公達に交る大藏卿正光を見て「舟のうちにや老をばかこつらむ」と呟いた紫女の言葉を耳聴く聞きつけ、『白氏文集』『海漫漫』によつたものと悟つて、続く一句を直ぐさま誦じたそのさまを「大夫、『徐福文成誼誕多し』とうち誦じたまふ声も、さまざま、こよなういまめかしく見ゆ」と記しとどめたことも見逃せないし、三宮敦良親王の五十日儀の寛弘七年正月十五日条の『御堂関白記』裏書には「：数巡後召衆所者、殿上地下同音数曲後給祿、上達部大掛、大臣加織物掛自余一重、此間中宮大夫咏新豊酒色、合衆人声」とも記されて、いかにも巧みな朗詠者であつた様子を窺わせるのである。

品の良い振舞、容姿の美しさ、豊かな漢詩文的教養、心を打つ朗詠、機知などなど、今めかしく、人の心を魅するものがあつたのであろう。それは若き日の斉信を目のあたりにした者の評価として、ひとり清女の主観にとどまらず客観性が肯んぜられるのである。

こうした教養のある貴公子たりえた斉信であつたが、幼き日どのような教育を受け、どのようにして漢詩文の力を培つたのかは明らかではない。しかし兄誠信の幼少時についてはかなり資料がみられるので、誠信の資料により比較に於て考察してみたいと思う。

昨夏「藤原為光考」その生涯と為光、誠信父子周辺の文人¹⁾と題し、小稿を草したので重複のきらいをまぬがれないが、必要最少限にとどめて簡潔に記してみたい。

先ず為光家の家人であつたとみられる源為憲が七歳の誠信の知的な現状に合わせて編み贈つた「口遊」の序文には、誠信について次のような見解が記されており、

竊以左親衛相公殿下第一小郎^{小名松}、年初七歳。天性聰敏。每至耳聽目視、莫不習性銘心。及今年秋、以門下書生為師、誦李嶠百廿詠矣。学而不厭、門人皆以為能聲岐嶷之性焉。

幼くして秀でたさまを見せていたという。また十歳前後の頃のことであろうか、詞書に諸本異文が多く決定的なことは言えないものの『順集』(書陵部蔵「三十六人集」五一〇・一一) 九四番によれば「幸相中将ふぢはらの朝臣太郎松を君、後漢書光武記よみをへたるひ、わたりがゆの響まうけて詩つくりなどしけるまたのあしたに、いはひの心の歌人くよみしに

ともあつて、順や為憲、またその門下の学生らの学問的指導を受けた関係の程がしのばれるのである。このように順の一統が為光家と深いかわりをもち、子息誠信の教育に携わり、誠信がその学問的影響を少なからず受けたことが明確であるに對し、三歳年少の斉信についてはその類の資料が全く見当らない。しかし恐らくは兄誠信の後に従つて、幼い弟としての影うすい存在ながら、同座し学ぶ機会を持ち得たのではなかつたらうかと想像するのである。『順集』には他にも為光や誠信と順・為憲・惟成らとの交友の程を示す資料も見えるし、又、順が天正三年正月、七〇歳で能登守に任じた時にも、一条大納言家の人々の饒(和歌)とは別に、花の下に席を設けての誠信の主権になる惜別の詩宴を催していることも、同席した慶滋保胤・菅原輔昭の現存詩文¹⁾によつて知られるのである。この時誠信は左衛門督に任じたばかりの十七歳であつたが、誠信の作は残っていない。弟の斉信は翌天元四年正月七日に従五位下(公卿補任)に任じているから、この時はまだ元服前であつたかと思われるが(十四歳)、同席できたかどうか、不明といわざるを得ないのである。

兄誠信は右のような資料の示すところ順門下の学問を学び、幼くから聰敏さをあらわし、政治面はもとより漢才面に於ても将来が属望されたであろうに、期待に反して詩文も全く現存してはいない。誠信の没した長保三年以前から齊信はすでにかなりな詩作活動に入っていたから、兄誠信の場合は資料の散佚ということも考えられなくはないが、それよりはむしろ属望に応えるだけの文人としての成果が得られなかったことを示しているであろう。

兄にひきかえ齊信は決して多いとは言えないまでも本朝麗藻・類聚句題抄・本朝文粹・新撰朗詠集その他に作品を残し、道長に近侍して属文の卿相として活躍したことは前稿にも述べた通りである。思うに兄誠信の幼時が示すに類して齊信もおそらく良き素質を受けて出生したのである。彼等の伯父には文芸面には極めて早くからその才を発揮した少将高光のいることも思い併せられる。そして『江談抄』の語る如く、公任や伊周の優れた文才を庶幾して努めるという積極的な努力があったものであらうと考えるのである。

次に官位面で見れば、誠信の参議への進み方は次のようであった。すなわち花山朝終焉における完全なる兼家政権への敗北から、右大臣には昇っていたが日々追いつめられて惨めさの嵩じる現実に耐えかねた父為光が、屈辱の余り自分は大臣を辞しても長子誠信だけは、と思いつめての、次の如き懇請に及び、

右府類以右中将誠信可被任参議之由、垂涙被申云々。無許容歎。昨日又同。或説言去丞相職可任参議之由、懇切申云々。

(小右記 永延二年(988)正月廿九日条)
そして遂に重ねての懇願により二月廿七日の除目において誠信(右近中特藏人頭・東宮権亮、二十五歳)は参議に進んだのであった。

左は実資のその時の批判である。

二月二十八日 昨日直物次有除目

参議誠信(頭勞歟。兼春宮亮云々。菅丞相例云々。二代頭勞四个年、右中将勞三年、余三代頭勞八年、左中将勞六个年、當時位上臈也。而越任参議似無道理。右大臣去廿五日寅時許、参撰政策懇切被愁申、若無許容不可罷出者、仍有許諾者、即拜舞云々、朝議已輕、天下以目、又右府為余多動讒舌云々、人々来告、不能違記)

(小右記 但し()内は原文割注)

実資が悲憤慷慨する如く、上臈実資を越えての不道理な昇進であった。十一歳で天延二年(974)十一月十八日從五位下(一品資子内親王朔旦給)に叙して以来、父の譲りによる昇進を三度も重ねているが此度も父の懇願による昇進であった。これにひきかえ齊信は、それより八年後三十歳にして参議に進んだ。それはすでに父為光薨じて四年後のことで、伊周・隆家の花山院奉射事件による配流の決定をみた長徳二年四月二十四日のことであつたが不当な昇進ではなかつた。そして五年後の長保三年八月、権中納言を任ずるに際して、懷平・輔平・誠信を超えて任ぜられ、誠信は弟に超されたのである。その間の経緯は歴史物語や説話類に詳しく語られるところで多言を要すまいが『大鏡』は「同じ宰相におはすれど、弟殿には人柄・世おぼえの劣り給へればにや」と人品・度量・信望の弟齊信に比し劣っていたことをあげて理由づけ、「悪心」を起して「齊信・道長にわれははまれぬぞ」と恨み死んだと伝えている。又『十訓抄』は漢文学的教養・実作力を必要不可欠の学問として重視する立場から、前述の如き漢詩文学的素養面の二人の相異をおさえて

齊信民部卿宰相のとき、才幹すゝめるによりて兄の誠信の君を越

て中納言に成給しに、誠信我身のうきを忘れて、指当ける恨にたえず口惜しと思給へりけるにや。七日といふに恨死に死給へり。手をにぎりて失給けるが、ころやつよかりけん。指の爪皆手の中へ通りけるとぞ。弟にこさるゝ事、帝王臣下を始として其例すくなからず。忽にかくしも有べきかはおそろし (第九)

と、斉信の中納言への抜擢は、傍点部のように学問の勝つていた結果とその評価を端的に表しており、自らの非をさとることなく、許容しえなかつた誠信の心狭さが難ぜられている。

『大鏡』に云う道長のことは「かの左衛門督(言)はえなられじ。又そこにさられば、こと人こそはなるべかなれ」は、明らかに将来性を見込んで、斉信を欲しての言と解すべく、政権の充実期にあつて道長は自らの手足となるべき好材を選んだのであり、その眼識に狂いは無かつたと言つて過言でない。斉信自らも兄に比し自らの器の大きき、有能さを十分自負していたものと思われる。こうして斉信は後に漢の四皓に準えられる一条朝の四納言の一人たるべき活躍の場を得たのである。

二

しばしば批判の対象となつてゐる最たるものに、第三者から見れば異常な執心ともみえる道長への奉仕・接近、つまり親密な関係がある。

『統本朝往生伝』の「一条天皇伝」における、有能な多くの人材を得た一条朝の盛時を讃えた件に

時之得_レ人也於_レ斯為_レ盛。親王則後中書王。上宰相左相。儀同三

司。九卿則右將軍実資。右金吾。斉信。左金吾公任。源納言俊賢。拾遺納言行成。左大丞扶義。平納言惟仲。霜台相公有国等之輩。朝抗_レ議廊廟。夕預_レ參風月。

と記されるように、周知の如く一条期は、政治に預る者の、正に朝には政務に精励、論議し、夕には風月を愛で詩歌遊宴の座に交わるという、政治と漢詩文芸が表裏一体化して、切り離して考えることの出来ない公私の生活のくりひろげられた時代であつた。

斉信の公私にわたる詩会への参加は行成と共に最も熱心な存在であつた。これは一に、然るべく培つてきた漢詩文芸的教養・文芸への志向の然らしむるところであり、当代の最高指導者たる道長の好尚に一致したことが、その出世欲と相俟つて意欲的活動となり得たものと考ええる。殊に道長とは従兄弟の關係であり、少なからず信頼をかり得ている存在としての自負、近親感の強かつたことも勿論であるが、単なる追従や栄誉心のみでの勤めでは、長時間にわたる、屢々開催される、また実作の評価歴然たる詩作に堪えることは困難なことであつたらう。殊に少人数で開かれる道長第での私的な会合は、無論政治面を抜きにしては存在し得ないものながら、気心の通じ合つた同好の士が集うて作詩の佳境に入る楽しみを共有する場としての意味が強かつたものと思われる。それ故に当然のことながら詩作はしばしば長時間に及んだ。そうした斉信らに対して批判的な目を向けたのが小野宮実資であつた。実資はいわゆる属文の卿相ではなかつた。したがつて道長や斉信らと時を忘れて共に長時間数奇に没頭する間柄ではなかつたのである。剛直な実資の目には、長時間に亘り道長第に入り浸る属文の輩は甚しい追従の然らしむるところと映つたのも又当然であらう。あるいは「親昵の卿相」と呼び、

又あるいは次の如く、世に云う「恪勤の上達部」と呼ばれて批判の対象となった。

寛弘二年(1005)五月十三日庚申に道長第では騎射・作文が行われた。道長の日記は至極簡潔で「有庚申事、僧同之、作文、殿上人一種物持来」と記すのみであるが、実質は資平の語るところを得て

十四日辛酉、早旦資平自左府来云(中略)有作文事等、資平宿四位少将(頼通)曹局、不知案内、作文事等未畢云々、右衛門督以下恪勤上達部祝候云々、以七八人上達部世号恪勤上達部、朝夕致左府之勤歟。

と記している。右衛門督齊信を筆頭とする道長に近侍する七・八名の上達部へ手厳しい皮肉を浴びせているが、三者的に見た齊信らの道長への忠勤ぶりを最も端的に示した評でもあろう。又同時に容赦ない主権者道長への批判も忘れることなく加えている。これは道長四十歳、齊信三十九歳の時のことであるが道長の私的な詩会の殆んど常連であった齊信は、道長が出家人道し、形の上で政治的第一線を退いた後も、その詩会への参加は変ることは無かった。因みに寛仁三年(1019)九月十八日道長家釋經の後の作文会についてみると、例によって道長の日記は簡潔ながら、『小右記』には資平の情報で

十九日壬申、宰相云、申剋許入道殿説經、其後作文、管絃、参入卿相、撰政、太閤、大納言齊信、俊賢、公任、中納言教通、頼宗、經房、能信、宰相道方、朝經、資平。子剋朝經・資平能出、因不堪兩事者、

とあり、四納言の三人がやはり顔をそろえている。夕刻から始った作文・管絃に堪えられず子刻に至り資平等は退出して来たという。非屬文の者にとっていかに堪え難いものであるかを如実に示した一

例である。実作に堪え得る才なくしては到底生涯にわたって付き合いきれるものではなかったのである。

もう一つ因みに道長没後のことながら後一条帝の作文会についてみれば次のようである。

長元三年(1030)九月十二日(略)

今夜於清涼殿有密宴云々、屬文上達部、侍臣・御書所人々候階下云々、衝黒右衛門督□来、右衛門督補氣上参内、詩人召人云々、着宿装束同十三日(略)未剋許大外記文義来云、作文上達部於関白御宿所□被食、御前作文未了、古昔不然、臨晚事訖、未聞一日一夜作文。故人道前大相府作文如此。彼時世以為奇、西終時許經季従内退出云、唯今事了、有御制、関白相府、大納言齊信、頼信、長家、中納言經通、定頼参入。関白、長家卿等非屬文人、只請作云々、(以下略) (小右記)

実資の呆れて記す如く、かつての道長主宰の作文同様一日二夜にわたった後一条帝の作文の様子であるが、ここにも六十四歳の齊信がやはり出席している。詩文につきせぬ興味を感じつつ、長老としての務を果していたものであろう。

さて、話は道長時代までもどるが、齊信らの変ることなき恪勤ぶり、道長にとっては至極満足なものであったにちがいない。長和二年(1013)正月十六日、東三条第が焼亡したが、火を逃れた中宮妍子の居所として、吉方に当るよしみで当時春宮大夫であった齊信の邸宅が定まり、早速遷御の勞をとった時、いたく感動した道長は次のように記しとどめた

春(宮)大夫年来間語人也。今日勿退家所奉(志)、非可云、為慶

無極、年来芳心有此時

(御堂閑白記攝日録正月)

と。議が定まると直ぐさま郁芳門第を空けて、妍子滞在のために提供してくれた好意に心から感謝し、斉信とは「間語人」として年来親密な関係にあることを表明したのである。

三

道長への執心はなお私的な女の結婚にも及んでいる。

治安元年(1021)三月十九日に長家の室だった行成女が没して半年後(18)のことであったが、斉信は女を長家室にと望んだのである。『小右記』に詳しく記されているので引いてみよう。

宰相云、来月九日中宮大夫斉信女着裳□□行婚礼右近中将長家云々、而彼中将一切□□、去四月妻亡、一周忌間可無他志、而不知彼指意、偏所經營云々、入道禅室呼中将宣事由、涕泣無言、仍禅室曰、至今不可示左右、可任彼心者、是権大納言行成一昨日所密談也、思因縁也、即他中使、言日、思因縁也、不可有他心者、言日、若有相(違)為長秋大恥耳、長秋中宮□□云々、其宮過差尤甚云々、世以不許□□

(小右記「治安元年」)

欠字部分がやや気になるが、資平の情報で斉信女の裳着につけて長家との婚礼の出、妻を失った非嘆の長家の心も知らず斉信方の一方的なばかりに進められている様子とのこと。又道長の仲介にもかかわらず必じようとしないう長家の様子が亡室の父行成からも齎され(さすがに実資は行成の密かに談じたところを旧因縁の者の言として然るべく問い正してはいるが)、一方的で企みの多い斉信の行動として批判的に見られている様子である。これについても事情

は異なるが、かつて三条朝に入って間もなくの寛弘八年(1011)七月二十六日条に、実資の斉信・俊賢を評して「近日上下(二五)、斉信・俊賢両(人)於左相府宿所、毎日讒言尊卑……貧欲謀略其間共高之人也」と決めつけたことのあったのを思い起させる。

さて右の如く伝えられた長家であったが、二日後には斉信女に書信を遣しており、斉信家の喜びを表した文使いへの歓待ぶりが又批判的となつている(小右記十月二十八日条)。斉信女の裳着及び婚禮は予定通り運ばれたものと思われる。『采花物語』巻第十六「ものしづく」には

(略)この大いどの、三位の中將一人おはずれば、それにやとおぼし立ちて婿どりきへ給ふ。年頃は何事をかは、たゞこの御かしづきよりほかの事なくおぼしたれば、後漢書の御屏風や文選、文集などの屏風ををし立て、御帳、御き丁より始めて、よろづの御具ども輝くばかりし集め給ければ、げに内・東宮に参り給はんに堪へて見えたり。さて婿どり奉り給ふ。女房もとよりいと多かる殿なれば、心ことに選らせて廿人、童四人、下仕同じ数なり。さばかり物好み、昔より物華やかなる辺りにて、いみじく尽し給へり。男君十八にやなり給ひぬらん。女君今少しまさり給へるなるべし。御容貌有様と、のほり果て、いみじうあてやかにうつくしうなまめき給へり。御髪丈に多く余り給へり。たゞ人に見え給はん事惜しげになん。手いとよく書き給ひ、絵などいとおかしう書き給ふ。男君いとかひある様におぼして、出で入り通ひ給ふ。

と記され、詩文に堪能な斉信の面目躍如たる唐風趣味よろしく、後漢書、文選、白氏文集に因む屏風おし立てての輝くばかりのしつら

いであつたことを伝えてゐる。前の省略部分に、帝には中宮威子が、東宮には督の殿嬪子が候うのを憚つて長家を選んだ旨述べているのは、大納言齊信としての分別を見せたところであろうが、なお道長の姻戚となり強い絆で結ばれることによつて、安泰と発展とを期そうという根づよい野心の程も窺うことができるのである。

ところで、婚礼は滞りなくすんだのであつたが、臨時祭近くなつて一つの事実が発覚した。それは齊信家に頓死者のあつたことを秘して婚礼の行れたことであつた。そのためであつたかどうか、二十一日の豊明節会には大歌所別当の齊信は障りを申して、参上してゐない。また臨時の祭の使に當つていた聾中納言も二十五日には火車による穢を称して使を辞し、婚礼の夜知らずして訪れた舞人少將經輔らにも觸穢が及んだのであつた（小右記、治安元年十一月二十三日、二十五日条）。

花やかに行れた婚礼の裏に、齊信が觸穢を隠したために、新嘗祭・臨時祭等神事の重なる時節のこととて、穢遍満という当代としては甚だ迷惑な一件のあつたことも付加しておきたい。

齊信は女婿となつた長家をいつくしんだ。そのあまりにまた批判の対象となる行動もまままじつたのである。一例をあげてみよう。

長家が齊信女の婿となつて二年後の治安三年（1023）のことである。中納言長家は五節の節会の小忌上卿であつた。節会当日、この日は雨儀で行われたが、大歌所別当の齊信が参上しない。その理由は次の如くで

大歌別当大納言齊信在五節所齋齋不参上、依為大歌別当、為尋問案内退下（中略）右大弁定頼起自小忌座来云、中宮大夫齋還参、仍不参上退出可申者。此事太奇怪也。在五節所預金酒直以退出、

為勞聾事参入歟、就中為大歌別当、可勤其事、假令雖遲参奏事由、可参上也。事似任意也。（小右記 治安三年十一月十四日条）
遅参を理由に、長家のいる五節所へは参上しながら、大歌所別当としての本務を遂行せず、そのまま退出したのである。「為勞聾事参入歟、就中為大歌別当、可勤其事」との内辨実資の批判は皮肉を交えながらも當を得たものであろう。

また翌万寿元年十月、禪閣道長は摂州有馬に湯治に趣いた。この時齊信は風病療治を称してこれに従わんとしたが、この旨を耳にした実資の痛烈な批判が、一そう人間像への興味深さを感じさせるのである。

明日禪閣被向摂州之有馬温泉云々、大納言齊信、頼宗、中納言長家追従云々、齊信卿為治風病云々、若実為療病可向湯泉者不可被引衆、吾独可其治歟、身为上臈、齡及耳順、左右思慮追従甚切歟（小右記万寿元年十月廿四日条）

すでに上臈の身となり、しかも齡六十を過ぎてな道長への追従に余念のない齊信の性格をよく表した一件であるが、結局聾の長家共々道長に従つたのであつた。

その年十二月には坊官賞追次を長家に譲り、長家は正二位に昇つた（公卿補任一見衆）。様々な批判を受けながらも女の長家との結婚の望が叶つて以来、齊信にとっては満ち足りた日々であつたかと思つた。しかし、ささやかな幸福は長くは続かなかつた。万寿二年には赤斑瘡が猛威をふるつたからである。中宮威子・尚侍嬪子らも病み、道長は嬪子を失つて悲嘆にくれた。長家室もまた不例になやんだ。その病状は次の如くで、

又云、新中納言妻大納言齊信女為故左衛門督齋連日被取入不

覺、就中煩赤瘡、仍不能加持云々、
(小右記 万壽四年八月)

かつて権中納言への昇進の時、弟齊信に越任されたことを恨んで七日にして死した、女にとつては伯父にあたる誠信の霊のために取り入られて、不覺だというのである。

女は遂に懐妊七ヶ月にして早産し産児は死亡、齊信夫妻の悲嘆はたえようもなかった。

去夜新中納言妻平産而兒亡、母不覺、為邪氣取入、

産婦母忍為尼、其後産婦僅蘇生、猶不可馮、父母悲泣者。侍從經任従大納言許来云、去夜丑時産、不幾兒死、即産婦女已立種々大願、父大納言誓云、一生間不食魚鳥、亦母為尼(略)、醫侍忠明宿祢(云)、医療無術、可祈申仏神者、(小右記 八月二十八日条)

母は尼となり、齊信は一生の間魚鳥を食べないとの大願を立てたにもかかわらず侍医も匙を投げ、馮みがたい状態という。また、加持を約していた平登阿闍梨は危急のさまを見て仮病を使って逃げさり、心誓・念覺の加持にも全く験なく、齊信は誠信の邪気に対処してか大納言を辞する状を作り、かの時兄が「道長、齊信に我ははまれぬるぞ」と恨み死んだ因果を強く意識してか、先ず道長にその旨を伝えたという(小右記八月二十九日条)。父母の祈りも空しく遂にその日長家室は没した。父の齊信はかつての兄との確執の報いのおそろしさに戦くと共に、又若き日、花山院女御だった妹低子がやはり七ヶ月の懐妊のまま卒した日のことを思いやったことであろう。そして低子追善のために為光によって建立された法住寺(21)において十月十六日、七七日の法事を営んだのであったが、その日の齊信の様子を

容顏寒瘦不可敢言。如今不可交衆、衆人側目歟、無力殊甚、可難

行歩歟
(小右記 十月二十二日条)

と息男経任が実資に語っているのは、掌中の珠を失ったその悲嘆の深さを物語るものであろう。なお長家室の病中から逝去・葬送・法事に至る齊信・長家らの悲しみの物語は『栄花物語』「ころものたま」に詳しく語られている。

ここで道長息長家との婚姻に夢をかけたのは齊信のみではなかったことに余談ながらふれておきたい。

数年前娘の死によって齊信女の誓として長家に去られた行成は、なお飽き足りぬ未練を抱いていたものであろう。齊信女の死により再びわが女を長家にと望んだのであった(小右記 万壽四年)。長家は道長のその取次にも「忽不思立」との理由で退けたが、道長は行成に対して実資女との婚姻を已に許諾の旨答えたという(同、十六日条)。そのような次第で権大納言行成の懇切極みない願いも承引せられず(同十八日条)、廿日には好気嫌で来訪を待つ御堂に実資が参上し、珍しく日記には言葉少なに「対面言談如事、已契約、小時退帰」と記すのみで、要を得ないが、「已契約」に意味するところがあるであろう。そして、廿二日には道長が懇切に実資女を長家に勤めた旨であり三十日、十二月三日条(いづれも小右記)にも縷々関連記事が綴られている。しかし齊信女を忘れたい長家の遠者明後年春、若可過周忌程、此事猶染心肝、于今不忘

(同、十二月十五日条)

との意志で二年の歳月が過ぎ、万壽四年正月十日、婚禮の吉日を来月廿三日と決め準備にかかったが、翌日には又長家の意向で更に延引することとなったのである。実資は「太為奇」「愚案若有延廻永以可止、是多旧縁之謀計也、種々内外折持連々不断云々、左右有恐取

諸身無益」と、行成や齊信を指すのであろうか、旧縁之謀計によるものとの疑いをさしはさみ、これ以上引きずるべきでないことに考え至っている(同、上巻四四頁)。また道長は業をにやして長家を叱責勘当(同、正月十二日条)する結果となつて、実資女千古と長家との結婚は成立しなかつたのである。実資は「下官従し始非所欲、依禪室命所思企、亦是宿縁、不可經營」(同、正月十二日条)と、冷静に記しとどめ諦観しているが、その間千古の爲にあらゆる加持祈禱を行い、長家にかかわる情報を細くもろさず書き綴っているのはやはり道長の意向に希望を托していた印であらう。結局後年の長元二年(1029)十一月に至り頼宗男兼頼と千古は結ばれたが、十一月二十六日の吉日を選び「月致」について、道長嫁娶の日と比較して幸いを願っている姿はほほ笑ましい。

後日尋見月致例、永延元年十二月十六日金平甲辰大歳対月致案
左京大夫道長通左府女(公倫子)、件嫁娶日日月致、不可忌避歟、
大幸開従彼家、今年十一月廿六日庚申大歳前天恩月致嫁娶・納勝目
彼日歟(小右記、長元年九月廿日条)
長々と横路に外れたが、入道の身とはいえ昔日の権政の名残なお衰えない道長家に、あやかる縁をめぐつての心の闇は、なおひとり齊信のみでは無かつた現実を示したかつたのである。

四

齊信には一つの夢があつた。それは、政争に敗れたとはいえ右大臣、太政大臣にまで昇つた為光の子息として、やはり大臣の位への執着願望であつた。

寛仁三年(1019)六月、顯光の左大臣を辞するに当り任大臣問題が様々と沙汰された。右大臣公季が太政大臣を望む祈りをしたとか、実資を列すべしとの衆人の意向がある(小右記)とか。一の大納言道綱が切望して、道長に「一家兄也、此度若不任丞相何恥勝之、二个月可借給」(同、六月十五日条)と懇願したとか。実資が長徳三年に道長の計らいのために不当に道綱に大納言を越任されて苦い思いをした時、僮書名字、不知二者也」と極言したことは有名であるが、また「余所思者第一大納言年勞太多、所陳可然、但一文不通之人未任丞相之故、世以不許」(同、六月十五日条)、「大納言勞廿余年、依是非器也」(同、六月十九日条)と道綱を評した時のことである。この時「齊信懇望す」との噂が立ち、実資をして

又云、齊信卿懇望云々、驚奇無極、今遇狼藉之代、濫成非道之望歟(同、六月十九日条)

と驚嘆させたのは、齊信がいまだ権大納言の分際だつたからである。しかしこれは単なる風説にすぎなかつたのであるが、若き日から分を弁えない行きすぎた行動もなくなつた様子であり、こうした噂をまことしやかに立てられても不思議でないような性格面のあつたことに由来する噂だったのかも知れない。

齊信は翌寛仁四年(1020)十一月二十九日大納言に進んだ(公卿補任)。彼にとつて目前に迫つた大臣への夢はやはり拭い切れない願望であつたらしい。三年後の治安三年九月、夢想を得て息僧永慶に祈りをさせているという噂が立つた。すなわち左の如くで、

尹寛師云、従去七月朔限百个日、中宮大夫齊信、以息僧永慶於安禪(寺)令行如意論法、是望丞相之祈也、彼大納言送永慶書云夢想吉、只令無欠、祈禱多怖、当職人々可致用意、就中薄運之人弥

可恐懼、但不善之人謂天道何

(小右記、治安三年(1023)九月十七日条)

丞相を望んでの百个日の祈りということであったが、また一个月余り後の閏九月二十九日に至り公任から、それが事実らしいと次のように実資に告げられたのである。

按察告云、齊信卿百个日祈已是実事、於安禪寺行之、

件等先大臣(公任)置大臣終七日行護摩、來月朔日結願、令内府祈、僧到之時建立寺云々

安禪寺修善、壇辺有書、取見有齊信卿自筆願書、件僧私立別願書

(小右記、閏九月廿九日条)

父の為光がやはり大臣を望んで建立したという安禪寺で、内大臣に任せられんことを望んでの祈りであつたらしい。然し、当職内大臣は教通(二十八歳)であり、無論欠員のあろうはずもなく、六年が経過した。

長元二年(1029)九月十日過から関白頼通は不例であつた。危急の状態を漸く脱したが、恐らくそうした事態との関わりをもつてである、また次のような噂が立つたのである。今度は実資にもかかわつてのことであつた。

中納言云、一昨夜関白俄不覚被惱、已万死一生、時剋相変之後漸以蘇生、昨日頗宜、今日被発煩、春宮大夫密談、亦有齊信卿望丞相之事、(中略)太政大臣辞退其職、以息実成欲申大納言云々、下官有望太政大臣之気云々、能信卿密語中納言、答云、所不聞也

(小右記、長元二年(1029)九月十四日条)

真偽の程はわからないことが多いが、狭い公卿社会に密かに類推を呼びながら語りつがれてゆくかなり不確かな情報の横行することも多かつた様子。しかし、齊信には一の大納言としてこの夢を家系の

名譽にかけても実現したいという尽きせぬ願望があつたのである。それが息僧をして祈らしめることとはなり、又しばしば噂を呼ぶ結果とはなつたものであろうが、長元八年に没するまで遂にその機会を得ることなく、見果てぬ夢に終つたのである。

五

『古事談』や『十訓抄』に次の逸話がある。今、成立の早い『古事談』によれば

「齊信代公任取御神樂拍子無一失事」

後一条院御時、清暑堂御神樂、公任卿可レ取拍子ニテアリケルニ、臨時齊信卿ノ上ニ被レ坐タリケルニ、笏ヲサシテ遣テ、気色許讓由ヲセラレケルニ、ヤガテ笏ヲトリテ、被レ取拍子ヲ。公任

アヘナク思テ、始終聞レ之、無ニ一失ケレバ事畢後、イツヨリ此事ハ御沙汰候哉ト問ケレバ、是マデハ公事ナレバ習テ候也ト被レ答テ

(古事談一—一四)

とあり、これは管絃者でない齊信が十分な嗜みを備えていたことに對する賞讃であろうが、又公事に対する心得の周到さへの賞讃とみることも出来ようか。十分意を尽し周到に事をはかるといふ点では他にも『続古事談』五に、頼隆を明經准得業生に推すに當つて、頼隆の諸道に通ずることをその叔父である善澄にただして万全を期して推挙した話があるが、その中に質問の理由を尋ねたところ齊信は「頼隆モシ将来ニ国器アラズハ齊信不実ノ物ヲ吹嘘スルセメヲカウブルベシ」と答えたこと記されている。政治の実務上に於ても優れた存在であつたのはこうした面を備えていたからでもあろう。また同

時に詩文面にも、構成の緊密さ、典故の使い方、譬喩等に十分心を
用いた技巧の勝った理知的な詩を作り、特に『本朝麗藻』の特色た
る社交的儀礼の表現に周到さを十分みせているが、こうした面もま
た斉信の性格、技倆の一面を物語るものであろう。

しかし、日常に於ては、熟考して作る詩文や研いた技芸に於ける
が如く用意周到な面ばかりが目立つわけではない。どちらかという
とやや磊落な性格、無頓着、不用意といったところからくるもので
あろうか、特に中年以降、晩年にかけては非礼、失誤が目立ち、故
実に厳しい実資の批判の的となっている。尤も儀式に於ける失誤は
誰しも多く、無過失は至難の業であったようである。従って先程の
拍子とすることにも、過失が一つも無かった点で賞讃を得たのであ
る。それでは実資の批判を少しあげてみよう。

長元四年(1031)には二月に行れた除目で失儀があり、難ぜられて
いる。即ち次の如くである。

後聞、諸卿着議所、大納言、齊信留途中、隱立恭礼門内不参上、為
不執宮文ま、着議所不参上之例、未知前跡、不着議所、諸卿参上
了、其後獨身参上、是恒例也、不知固、実歟

(小右記長元四年二月十五日条)

又翌五年十一月廿五日の豊明での五節拜の退下の道を間違えた時
には、「上達部上宮驚奇無極」と、また「齊信卿素失礼者也」「失礼
無算人也」と記され失儀の常習の者として批判されている。さて、
翌二十六日には宇佐使発遣の上卿をつとめたが、ここで大きな失敗
があった。大内記孝親の一存で、過去二年の例に習って、宇佐宮の
みの宣命を作り、香椎宮の宣命を作らなかつたのである。結論的に
は追遣したのであったが、宣命は「両社に要る」、「いや事無き時に

は宇佐宮のみ」の問題で半月に亘り論議が続いた。斉信の一寸した
不注意から周到にしらべずに孝親の言を信頼して、「宇佐一通のみ」
を固執しての失敗であった。この時も実資をして「上卿、内記共如
暗夜、嗟哉」(小右記二年条)と嘆かれ、人々から嘲哂された。この論争
で斉信は実資に対して怨みをもった由であるが折から九条第の火事
で法住寺が類焼したので実資は

民部卿有忿々之由云々、實歟、内々云、加久天毛アリナムヲ被申
之人、無止礼ハナリトソ云ケル、下官非謗、戸部為思神事違例也、
今夜法住寺焼亡、若有事故歟、可恐々々

(小右記、長元五年十二月八日条)

と記している。上卿としてはその責任を免れ得ない大きな非であつ
た。

もう一つ失儀に関連するが、行成との間柄にかかわる一件があ
る。例によってこれも『小右記』に見える事件である。

或云、去月十六日節会日午置三位中将師房大納言齊信卿稱警蹕
事、権大納言行成卿注其失錯於扇置臥内、而少将行經取件扇参
内、降国相替自扇見之、記齊卿失礼事、及披露、齊信卿怨恨極
云々、行成卿云為記曆先注扇、為不忘彼日事、而行經取之参内、

後聞此由、極不便事、本自不宜之中也、若作不知顔令及多聞歟、
齊信卿所陳尤可然、唯至失錯、可無所避歟

(小右記、万寿二年(1025)二月九日条)

この話は『古事談』第一にも殆んど小右記の記事のままで伝えら
れているが、去る一月十六日の踏歌の日の、三位の中將の居ること
を忘却しての失敗であった。もとよりよろしからぬ仲、行成のたく
らむところならんと実資は推しはかり、斉信に同情的だが、女の結

婚をめぐっての思いや性格の相違―信憑度には疑問がないでもないが『撰集抄』の伝える花の雲にしどに濡れて「さくらがり雨はふり来ぬおなじくは濡るとも花の陰にくらさん」と詠んだ（に擬せられる）実方を見て、斉信は共感したのである。後日帝に「かかるおもしろきことの侍りし」と申し上げたに對し、行成は「歌はおもしろし、実方は痴なり」と云ったという説話の伝える心を汲めば、性格や感じ方に相違のあることを示しているように思う―などで、確執が無かったとはいえないのであろう。

六

最後に、私的な問題面から実資と斉信について見ておきたい。万寿二年（1025）八月のことである。五十九歳の斉信は鴨枝が落ちて右方の頬を負傷し、道長が二度も見舞ったことがあった。その日の『小右記』をみよう。

大膳大夫敦頼云、昨日則光於法興院云、中宮大夫齊信昨日鴨枝落、打切右方頬禪閣兩度被訪、先年余慮外有面疵、彼時盛悦由云々、又致祈禱禱日為直心人成不善祈不亵歟、天自答歟。

（小右記万寿二年八月十四日条）

実資が以前に顛倒して長押で頬を一寸余り負傷し、多量の出血を見たのは、丁度二年前の治安三年（1023）九月三日のことであった。顔面の傷を歎いてその療治に専心し、遂に夢想を得て慮外の効を得るまでの顛末を、実に涙ぐましい程に書き綴っているのは、その苦悩の大きかったことを物語っているであろう。その苦しみの間に、斉信が悦んで、おまけによからぬ祈禱までしたというのであり、

執念ぶかく恨みに思っている様子がうかがえる。前述の大臣への尽きざる夢を持っていたことを記した条で見た如く、確かに時を同じくして七月以来斉信は百今日の祈りをしてきた様子であった。そして閏九月二十九日に至って、それが事実らしいこと、終の七日間は護摩を行うこと、来月一日が結願で、内府に任せられんことを欲しての祈りらしいとの公任からの情報が齎らされ、小右記に書き留められていたが、斉信の祈りの他の目的のことについては記されてはいなかった。しかし憶測ながら同年九月二日の条に

法住寺座主来談云、或大納言人王禱之事閑白聞給、多事不記、有致奇気者、
（小右記）

とあって、「或大納言」とはやはり斉信を暗示している。この年は公任、行成、頼宗、能信は権大納言で、大納言は斉信一人であったからである。「人王禱」自体は実資にかかわらないかも知れないが何か含みがあるのかも知れない。時々使われている表現ながら「為直心人」成「不善祈不亵歟。天自答歟」と記された点に注目されるのである。道長派の人間としての筆頭をかざる斉信に對する厳しい批判の目は一貫して変わってはいない。尤も斉信に然るべき原因のあることが多かったことも否定出来ないが、相容れない敵對に近い相對の思いのあったことは否めないであろう。

感情のままに誇大表現する小右記の書き癖で、斉信はいつもひどく批判されたが、右府実資としては冷静な判断を失うことも又なかったようである。たとえば長元三年（1030）九月末のこと、十月三日に陣の定をひかえていたが斉信（六十四才）が、折から垂を服して香が失せず、参入しがたいことを申越して来た時、実資は次のように日記に記した。

弁伝民部卿消息云、日来服菲、余香猶遺、来月三日可難參入者歟、彼日可定申国々申請事、仍内々所催、至今待彼菲香散之程、戸部猶可備僉儀之人也。
(九月三十日条)

腹立たしいことや嘆かわしいことも多く様々確執はあっても、なお政務の相手段として欠くべからざる存在であることを正当に評価し認めてもいたのである。

以上まことに煩雑ながら斉信に視点を当てて、狭い貴族社会にひしめく赤裸々な公私の生活の一断面を垣間見てきた。

乏しい資料の關係で、道長に極めて近く恪勤した斉信像を、道長から一步退いて三者的に眺め批判的であった実資が、五官を通して得た情報を書き綴った『小右記』の中に、主として資料を求めたため、実資を規準としておのずから見られる形もなつたが、それだけに反って、いわばひたすらに執着心強く榮譽欲あり、多才で芸術家肌な感があるものの用意周到、着実、実務にも堪能な面が評価されるが、老年期に及んでは、無頓着さ・非礼が目立ち総じて我の強い複雑な人となりが比較的率直にあばき出された感が強い。

貴族社会の政治裡にもまれながら生きた斉信像の断面として理解したい。

長元八年(1035)三月二十三日、一条朝の名残のほとんど最後を飾るに等しい存在であった斉信は、病に苦しむことなく、忽然として六十九歳の生涯を閉じた。『左経記』に

可憐可歎。何事若之乎。当时賢才右府戸部歟。而府及衰暮。戸部当此災。如向暗夜之比也

と述べ、その死を悼んでいるのは、なお実資と並び賢才をうたわれ

る、当代の動かぬ客観的評価でもあったのであろう。

注

- (1) 『語文研究』第四十四・四十五合併号(昭和五十三年六月)。拙著『一条朝文壇の研究』(昭和六十二年九月 桜楓社) 所収。
- (2) 『白氏文集』十七「廬山草堂夜雨独宿」の詩句「蘭省時錦帳下。廬山雨夜草庵中」
- (3) 『公任集』「いかなるをりにか 草のいほりをたれかたづねむ」とのたまひければ蔵人たかたゞ、このへの花の都をおきながら。白詩「廬山草堂」をふまえての公任の問いかけに「蘭省花時錦帳下」を和歌に替え応えた「たかただ」との短連歌。荻谷朴「枕草子解環」(二)第七七段、問題点(六)「草の蘆をたれかたづねむ」に詳しい論がある。拙著(注1) 所収「藤原挙直考」参照。
- (4) 『本朝文粹』卷十四、「為謙徳公修報恩善願文 萱三品 彼兼谷醉花之地 花毎春匂而主不帰。南楼翫月之人 月与秋期而身何去。」和漢朗詠集」巻下に入る。
- (5) 去る三月つごもりの朝、退出せんとした斉信が朗詠集「七夕」の「露はまさに別の涙なるべし」を誦じた時、「いそぎたる七夕かな」と清女にかかわれて口惜しい思いをしたことをいちはやく思い起し、問髪を入れず応えた物覚のよい斉信への感興である。「人間の四月」は『白氏文集』十六「大林寺桃花」の「人間四月芳菲尽 山寺桃花始盛開。長恨春歸無見死、不知转入此中来。」により答えたもの。
- (6) 『和漢朗詠集』酒「公乘億送友人帰天梁賦」新豊酒色、清冷鸚鵡盃之中、長楽歌声 幽咽於鳳凰管之裏。
- (7) 今井源衛編『源氏物語とその周縁』(和泉書院) 所収。現在校正中。
- (8) 『口遊』自序の最後に「干時天祿元年冬十一月廿七日 僕天源為憲序」とある。家人であったことを示す。

(9) 『拾遺集』二七一 番詞書に従えば元服時(天延二年(974)か、十一歳ころとなるが、順集の詞書に従えば、父為光の宰相中将時代、つまり天禄元年(970)十二月三十日任参議(左中将)→天延元年(973)正月二十八日任権中納言に至る間で、誠信七歳→十歳になった正月までの間となる。

(10) 『私家集大成中古I』所収「順集」IIによれば二七三・二七四番など。

(11) 『本朝文粹』九「春日於石監門藤將軍亭、饒能州源刺史赴任、勸醉惜別慶保胤」・『新撰朗詠集』下・雜・饒別「饒源能州赴任 菅輔昭」。

(12) 注(一)に同

(13) 十歳で『文選』「三都賦序」を暗誦し帝の感嘆をえた(九条殿記天曆二年八月十九日条)又翌天曆三年「花鳥送春」の詩を召された時、詩にそえて和歌をも奉った(家集)こと。天曆七年十五歳の時叔父重明親王がその手跡のすばらしさに感嘆して懐中にして去った。公卿たちはその聰明さを「甚以希有」とほめたことなど(九条殿記)が見える。

(14) 『江談抄』五「齊信常庶幾帥殿公任。歎中務宮事」。

(15) 貞元二年七月九日從五上(父卿宮大夫賞讓之)・天元四年十二月四日、正五下(父卿造宮行事賞讓之)・寛和二年七月二十二日正四下(父卿讓

公卿補任による)。

(16) 第十一「才能云事ヲ庶幾ス可キノ事」に「抑そも人はたとひ和歌管絃すぐれたり共、才幹の愚かに風月のかげぬれば猶しあなづらはしくかろがるしく寛ゆ」云々として学才の必要不可欠であることに言及している。

(17) 後藤昭雄『平安朝漢文学論考』所収「一条朝詩壇と『本朝麗藻』。今浜通隆『本朝麗藻』全注釈(六)「並木の里」二二三号)。

(18) 権大納言如今暁亡、年来病者之中、為長宗室(小右記)。「采花物語」巻第十六「もとのしづく」に詳し。

(19) 『大鏡』第三卷「太政大臣為光」の項。

(20) 『小右記』寛和元年七月十八日条「午時弘徽殿女御卒藤大納言為光朝臣女、此女御懐仁七个月ヲ」・『采花物語』「みはてぬ夢」。

(21) 永延二年三月二十六日、女御祇子の没後三年目に為光の発願により建立供養された。『扶桑略記』同日条・『大鏡』第三卷「太政大臣為光」参

照。

(22) 実は齊信は実資を推していた(小右記、寛仁三年六月二十日条)

(23) 一例として、宰相中将だった長徳三年(977)相撲還鑿を催した時、興にのつてか、布曳や相撲二番を行ったために「驚奇無極、布曳等事大將還鑿之外無此事、若不知先(跡)歟、將軍可被爲事也」(小右記、八月十一日条)と中将の分を過ぎた営みについて批判されたことがある。

(24) 『本朝麗藻』所収「花鳥春資貯」題、齊信の詩についての今浜通隆氏の注釈(並木の里二二三号所収「本朝麗藻」全注釈(六))が参考となる。

(25) 『小右記』長元五年十一月廿六日→十一月八日参照。

(26) 去月(一月)の十六日には踏歌の行われたことは「小右記」は一月の記事を欠くが、「左經記」の「目錄」により明らかである。大日本古記録本『小右記』万寿二年二月九日条「去月十六日節会」についての頭注に「豊明節会」とするのは誤り。去年十一月の豊明節会は十六日ではなく、二十日であった。「古事談」は「後一条御時踏歌節会出御之時」と書き出して正し。

(27) この年(万寿二年)八月に至って齊信女は没するのであるが、十一月には行成が早速再びわが女を長家室にと望んでいるから、長家をめぐっての複雑な思いなども普段から絡んでいたのではないかの推量である。

(28) 『小右記』長元五年十二月五日条で香椎宮への宣命の件で、齊信が実資を恨みに思っていることについて、「…尋旧規所被行也、不知戸部之恨、定有神明之感歟」ともある。

(29) この年(万寿二年)八月に至って齊信女は没するのであるが、十一月には行成が早速再びわが女を長家室にと望んでいるから、長家をめぐっての複雑な思いなども普段から絡んでいたのではないかの推量である。

(30) 『小右記』長元五年十二月五日条で香椎宮への宣命の件で、齊信が実資を恨みに思っていることについて、「…尋旧規所被行也、不知戸部之恨、定有神明之感歟」ともある。